

第四百十二回 参議院労働・社会政策委員会会議録第十一号

平成十年三月二十四日(火曜日) 午後五時三十八分開会

委員の異動

三月十九日 山本 保君 補欠選任 海野 義孝君

三月二十日 海野 義孝君 補欠選任 山本 保君

三月二十四日 海野 義孝君 補欠選任 山本 保君

三月二十四日 坪井 一字君 補欠選任 大野つや子君

三月二十四日 坪井 一字君 補欠選任 長谷川道郎君

出席者は左のとおり。

委員長 鹿熊 安正君 理事 鹿熊 安正君

委員

大野つや子君 佐々木 満君 長谷川道郎君 橋本 聖子君 長谷川 清君 木庭健太郎君 都築 讓君

國務大臣

労働大臣 伊吹 文明君 防衛施設庁次長 小澤 毅君

労働大臣官房長 渡邊 信君 労働省職業安定局長 征矢 紀臣君 事務局側 常任委員会専門員 山岸 完治君

本日の会議に付した案件

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿熊安正君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。本日、小山孝雄君及び坪井一字君が委員を辞任され、その補欠として大野つや子君及び長谷川道郎君が選任されました。

○委員長(鹿熊安正君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。伊吹労働大臣。

○國務大臣(伊吹文明君) ただいま議題となりました二法案のうち、まず駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

は、それぞれ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づき、特別な就職指導の実施、職業転換給付金の支給等各般の施策を講ずることにより、その再就職の促進と生活の安定に努めてまいりましたが、これら二法は、前者が本年五月十六日限りで、また、後者が本年六月三十日限りで失効することとなっております。

しかしながら、駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、今後においても、国際情勢の変化等に伴い、なおその発生が予想されますので、政府といたしましては、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を今後とも引き続き実施する必要があると考え、そのための案を中央職業安定審議会にお諮りして、その答申に基づき、この法律案を作成し、提案した次第であります。

次に、その内容を御説明申し上げます。第一に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成十五年五月十八日までとするのであります。第二に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成十五年六月三十日までとするのであります。以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

次に、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。我が国における雇用を取り巻く状況は、産業構造の変化や急速な高齢化の進展等から新たな対応を求められており、また、我が国の財政が危機的状況にある中で、各分野において財政構造改革への対応が求められております。

のあり方については、中央職業安定審議会の雇用保険部会において二年にわたる検討が行われ、昨年末に報告をいただいたところであります。政府といたしましては、この報告を踏まえつつ、この法律案を作成し、関係審議会の全会一致の答申をいただき、提出した次第であります。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。その一は、教育訓練給付制度の創設であります。職務に必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められている中で、労働者の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、みずから費用を負担して一定の教育訓練を受けた被保険者等に対し、教育訓練給付金を支給することといたしております。

その二は、介護休業給付制度の創設であります。急速な高齢化の進展に対応して、労働者が介護休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助、促進するため、家族を介護するための休業を取得した被保険者に対し、介護休業給付金を支給することといたしております。

その三は、高齢求職者給付金の支給額等を見直すことといたしております。六十五歳以降に離職した場合に支給される高齢求職者給付金について、年金との整合性等を踏まえ、その支給額を見直すとともに、これに要する費用に係る国庫負担を廃止することといたしております。

その四は、失業等給付に要する費用に係る国庫負担の見直しについて、中央職業安定審議会の雇用保険部会において二年にわたる検討が行われ、昨年末に報告をいただいたところであります。政府といたしましては、この報告を踏まえつつ、この法律案を作成し、関係審議会の全会一致の答申をいただき、提出した次第であります。

負担を見直すことであります。

財政構造改革の趣旨を踏まえ、失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成十年度以後当分の間につきましては、現在国庫が負担することとされている額の七割に相当する額とすることといたしております。

第二は、船員保険法の一部改正であります。

船員保険についても、雇用保険と同様の趣旨から、教育訓練給付及び介護休業給付を創設すること、高齢求職者給付金の支給額等を変更すること等の改正を行うことといたしております。

以上、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鹿熊安正君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)

第七五四号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 東京都中野区江原一ノ二六ノ六三

紹介議員 阿部 幸代君 久保田文夫 外五十六名

今、建設労働者には住宅着工件数の減少や元請会社の倒産・下請単価の一方的な切下げ、出向・

退職強要による失業・身分変更など数多くの悲劇が襲い掛かり、加えて、消費税増税や医療費改悪などの社会保障改悪により生活悪化に拍車がかかっている。政府が進める「行政改革」や「規制緩和」は、公務・特殊法人に働く労働者に雇用不安や、行政の実態を無視した定員削減による労働強化を強いるとともに、中小零細業者の仕事を奪

い、賃金・下請工事代金の不払など生活にかかわる問題に対する救済の遅れを生んでいる。また、体力がある銀行業界の救済に三千兆円もの公的資金導入を決める一方で、経営の厳しい中小業者にまともな救済の手を差し伸べない政府の姿勢は、政治献金によって政策が左右される贈収賄政治であり、断じて許すことはできない。

一、建設労働者の賃金・労働時間・労働福祉の改善を図るとともに、退職強要などの「合理化」攻撃を根絶すること。

二、労働法制・労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)の改悪を行わないこと。

第七五五号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市初富二一五ノ二

紹介議員 有働 正治君 五 斎藤常吉 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七五六号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町下野九四八

紹介議員 上田耕一郎君 三 小坂隆雄 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七五七号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田四〇五

紹介議員 緒方 靖夫君 藤和彦 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七五八号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市大南四ノ一四

紹介議員 笠井 亮君 一 阿見浩 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七五九号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県八潮市木曾根四九九

紹介議員 藤澤 弘君 セツ 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六〇号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市上新田一、二九

紹介議員 須藤美也子君 九 佐藤兼次 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六一号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県香取郡多古町多古一、五九

紹介議員 立木 洋君 六 佐藤雅弘 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六一号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大原町大原八、六八

紹介議員 西山登紀子君 三 波辺明美 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六二号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県流山市美田六九ノ一九五

紹介議員 橋本 敦君 山田きい子 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六四号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県志木市幸町四ノ三三ノ二

紹介議員 筆坂 秀世君 一 坂下栄子 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六五号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県東松山市東平一、八六二

紹介議員 山下 芳生君 仲山喜八 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六六号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県佐原市玉造一四ノ八

紹介議員 吉岡 吉典君 坂本 周次 外五十六名

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六七号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県茂原市長尾二、六七三 小

林ふみあ 外五十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案  
一、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）  
第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「公布の日から起算して四十年を経過した日」を「平成十五年五月十六日限り」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）  
第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十年六月三十日」を「平成十五年六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

（雇用保険法の一部改正）

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 就職促進給付（第五十六條の二）」を「第五節 就職促進給付（第五十六條の二）」に改める。

「第六十條の二」を「第六十條の三」に、「第二款 育児休業給付（第六十一條の四）」を「第二款 育児休業給付（第六十一條の六）」に改める。

「第三款 介護休業給付（第六十一條の七）」を「第三款 介護休業給付（第六十一條の八）」に改める。

「第一章 失業給付」を「第三章 失業等給付」に改める。

第十条第一項中「就職促進給付」の下に、「教育訓練給付」を加え、同条第五項に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

三 介護休業給付金

第十条第四項の次に次の一項を加える。

5 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。

第三十四條第三項中「第二十二條第五項」を「第二十二條第六項」に改める。

第三十七條の四第一項第一号中「百五十日」を「七十五日」に改め、「及び第三号」を削り、「百日」を「五十日」に改め、同項第二号中「百二十日」を「六十日」に、「百日」を「五十日」に改め、同項第三号中「五十日」を「二十日」に改める。

第三十七條の五第三項中「第三十一條第一項」を「第三十一條第一項」に改める。

第三十九條第二項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

第五十二條第三項中「失業給付」を「求職者給付又は就職促進給付」に改める。

第五十七條第二項中「以下」を「次条及び第五十九條第五項において」に改める。

第三章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 教育訓練給付

（教育訓練給付金）

第六十條の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が五年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に被保険者高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。次号において「一般被保険者」というのである者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者でなくなつた日から労働省令で定める期間内にあつたもの

2 前項の支給要件期間は、同項各号に掲げる者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。）として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日以前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を連算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内になくるときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者であつた期間

二 当該基準日以前に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

3 第二十二條第七項の規定は、前項の支給要件期間の算定について準用する。

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額に百分の八十を乗じて得た額（その額が労働省令で定める額を超えるときは、その定める額とする。）とする。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が労働省令で定める額を超えないときは、教育訓練給付金は、支給しない。

（給付制限）

第六十條の三 偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに教育訓練給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、教育訓練給付金を支給する。

3 第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができなかった場合には、当該給付金の支給があつたものとみなす。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

者となつた日前一年の期間内になくるときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者であつた期間

二 当該基準日以前に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

3 第二十二條第七項の規定は、前項の支給要件期間の算定について準用する。

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額に百分の八十を乗じて得た額（その額が労働省令で定める額を超えるときは、その定める額とする。）とする。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が労働省令で定める額を超えないときは、教育訓練給付金は、支給しない。

（給付制限）

第六十條の三 偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに教育訓練給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、教育訓練給付金を支給する。

3 第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができなかった場合には、当該給付金の支給があつたものとみなす。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

る」と改める。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

る」と改める。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

る」と改める。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

る」と改める。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

る」と改める。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

る」と改める。

第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受

けることができるに改める。  
第六十一条の四第一項中「この款」の下に「及び次款」を加える。  
第三章第六節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 介護休業給付

(介護休業給付金)

第六十一条の七 介護休業給付金は、被保険者が、労働者令で定めるところにより、対象家族(当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として労働者令で定めるものを含む。並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。))を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日(前二年間(当該休業を開始した日(前二年間に疾病、負傷その他労働者令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に加算した期間)その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2 前項のみなし被保険者期間は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条(第二項を除く。)の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「前二項」とあるのは「同項」とする。

3 この条において支給単位期間とは、第一項に規定する休業をした期間(当該対象家族を介護するための休業を開始した日から起算し

て三月を経過する日までの期間に限る。)を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に該当し、かつ、当該休業をした期間内にある日(その日に該当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「休業開始日」という。から各翌月の休業開始日(当該前日(当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4 介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る難職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(次項において「休業開始時賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における介護休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給

単位期間については、介護休業給付金は、支給しない。

6 第一項の規定にかかわらず、被保険者が対象家族を介護するための休業についてこの款の定めるところにより介護休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が当該休業を開始した日から起算して三月を経過する日以後に当該対象家族を介護するための休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

(給付制限)

第六十一条の八 偽りその他不正の行為により介護休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、介護休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、介護休業給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により介護休業給付金の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに前条第一項に規定する休業を開始し、介護休業給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該休業に係る介護休業給付金を支給する。  
第六十六条第一項中「の各号」を削り、「求職者給付」の下に「(高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。)」を加える。  
第七十二条第一項中「又は第六十一条の四第一項を」と、第六十一条の四第一項又は第六十一条の七第一項に改める。

第七十六条第一項中「受給資格者等(高年齢受給資格者を含む。以下同じ。)」を「受給資格者(高年齢受給資格者、特別受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。若しくは第六十条の二第二項に規定する者(以下「教育訓練給付対象者」という。))に改める。  
第七十七条中「受給資格者等」の下に「教育訓練給付対象者」を加える。

第七十九条第一項中「若しくは受給資格者等」を「受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者に改める。  
第八十五条中「受給資格者等」の下に「教育訓練給付対象者」を加える。  
附則第二十三条第一項中「十分の八」を「百分の五十八」に改める。

(船員保険法の一部改正)  
第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「失業」の下に「職業二関スル教育訓練」受給者を加える。  
第三十三条ノ二第二項中「求職者等給付」の下に「教育訓練給付」を加え、同条第三項に次の一号を加える。  
三 介護休業給付金  
第三十三条ノ二第二項の次に次の一項を加える。  
教育訓練給付ハ教育訓練給付金トス  
第三十三条ノ二第二項第一号中「乃至ハ」を「乃至ニ」に改め、ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「以上」の下に「二十年未満」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

- イ 二十年以上 二百七十日
- 第三十三条ノ二第二項第三号イ中「百二十日」を「百五十日」に改め、同条第二項中「二百四十日」を「左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数」に改め、同項に次の各号を加える。
  - 一 基準日ニ於テ四十五歳以上六十歳未満ナル者 二百七十日
  - 二 基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者 二百四十日
  - 第三十三条ノ二ノ三第二項第三号中「三十日」を「六十日」に改める。
  - 第三十三条ノ十五ノ二第三項中「七十」を「九十」に改める。
  - 第三十三条ノ十六ノ三第一項第一号中「百二

十日を「六十日」に改め、同項第二号中「百日」を「五十日」に改め、同項第三号中「五十日」を「三十日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三條ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ五年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ被保険者(第十九條ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)タル者

二 前号ニ掲グル者以外ノ者ニシテ基準日ガ當該基準日ノ直前ノ被保険者ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ在ルモノ

前項ノ支給要件期間ハ同項各号ニ掲グル者ガ基準日迄ノ間ニ同一ノ船舶所有者ニ引続キ被保険者トシテ使用セラレタル期間(當該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者ニ付テハ當該使用セラレタル期間ト該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間)トス但シ當該期間ニ左ノ各号ニ掲グル期間ガ含まルルトキハ當該各号ニ掲グル期間ニ該當スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一 當該使用セラレタル期間又ハ當該被保険者タリシ期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ガ當該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一年ノ期間内ニ在ラザルトキハ當該直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前ノ被保険者タリシ期間

二 當該基準日前ニ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ當該給付金ニ係ル

基準日前ノ被保険者タリシ期間 第三十三條ノ十二第五項ノ規定ハ前項ノ支給要件期間ノ算定ニ付之ヲ準用ス

教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用(命令ヲ以テ定ムル範囲内ノモノニ限ル)ノ額ニ二分ノ八十ヲ乗ジテ得タル額其ノ額ガ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ當該命令ヲ以テ定ムル額トス

第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ額トシテ算定セラレタル額ガ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超エザルトキハ教育訓練給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十四條第二項及び第三十五條第二項中 第三十六條第一項ニ規定スル「育児休業基本給付金又ハ介護休業給付金」ヲ支給ヲ受クベキに改める。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

第三十八條 介護休業給付金ハ被保険者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ対象家族(當該被保険者ノ配偶者、父母及子(此等ニ準ズル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)並ニ配偶者ノ父母ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ヲ介護スル為ノ休業ヲ為シタル場合ニ於テ當該休業ヲ開始シタル日前二年間(當該休業ヲ開始シタル日前二年間ニ疾病、負傷其ノ他命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上報酬ヲ受ケザリシ被保険者ニ付テハ當該理由ニ因リ報酬ヲ受ケザリシ日数ヲ二年ニ加算シタル期間(其ノ期間ガ四年ヲ超ユルトキハ四年間)ニ看做被保険者期間ガ通算シテ十二月以上ナリシトキニ支給単位期間ニ付之ヲ支給ス

前項ノ看做被保険者期間ハ同項ニ規定スル休業ヲ開始シタル日ヲ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ト看做シテ第三十三條ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ計算セラルルコトトナル被保険者タリシ期間ニ相當スル期間トス

本条ニ於テ支給単位期間トハ第一項ニ規定ス

ル休業ヲ為シタル期間(當該対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日迄ノ期間ニ限ル)ヲ當該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始日(各月ニ於テ當該休業ヲ開始シタル日ニ應ジ且當該休業ヲ為シタル期間内ニ在ル日(其ノ日ニ應ジ当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日)ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ヨリ各翌月ノ休業開始日(前日ノ前日)ニ於テ休業ヲ終了シタル日ノ属スル月ニ於テハ當該休業ヲ終了シタル日迄ノ各期間ニ区分シタル場合ニ於ケル當該区分ニ依ル一ノ期間ヲ謂フ

介護休業給付金ノ額ハ一支給単位期間ニ付介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト當該被保険者ガ當該介護休業給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ開始シタル日ノ前日ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三條ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相當スル額(其ノ額ガ下限額ニ滿タザルトキハ當該下限額トシ其ノ額ガ上限額ヲ超ユルトキハ當該上限額トス第六項ニ於テ休業開始時給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ二十五ニ相當スル額トス

前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七條第四項第一号ロニ定ムル額トノ均等ヲ考慮シ前項ノ上限額ハ同條第四項第二号ハニ定ムル額トノ均等ヲ考慮シ厚生大臣之ヲ定ム

第四項ノ規定ニ拘ラズ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル被保険者ニ當該被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヨリ支給単位期間ニ報酬ガ支払ハレタル場合ニ於テ當該報酬ノ額ニ當該支給単位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額ヲ加ヘテ得タル額ガ休業開始時給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額以上ナルトキハ休業開始時給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヨリ當該報酬ノ額ヲ減ジテ得タル額ヲ當該支給単位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額トス

ス此ノ場合ニ於テ當該報酬ノ額ガ休業開始時給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額以上ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ當該報酬ガ支払ハレタル支給単位期間ニ付テハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ

第一項ノ規定ニ拘ラズ被保険者ガ対象家族ヲ介護スル為ノ休業ニ付本条ノ定ムル所ニ依リ介護休業給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル場合ニ於テ當該被保険者ガ當該休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日以後ニ當該対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ為シタルトキハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十九條 削除

第五十五條第二項の次に次の三項を加える。 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ當該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後教育訓練給付金ヲ支給セズ但シ已ムヨリ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ教育訓練給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケタルコトヲ得ザル場合ト雖モ第三十三條ノ十六ノ四第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ當該給付金ノ支給アリタルモノト看做ス

第五十五條に次の一項を加える。 前二項ノ規定ハ介護休業給付金ニ付之ヲ準用ス

第五十八條第一項中「再就職手当」の下に「及高年齢求職者給付金」を加える。 附則第二十九項中「雇用継続給付」を削り、「拘ラズ」の下に「求職者等給付」ニ付テハ「相當スル額」の下に「及雇用継続給付」ニ付テハ此ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ノ百分ノ五十六

二相当スル額を加え、附則に次の一項を加える。  
国庫が前項二規定スル額ヲ負担スル会計年度ニ付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第五節を改める部分に限る)、同法第一条及び第十條第一項の改正規定、同法第五項と同法第六項とする改正規定、同法第四項の次に一項を加える改正規定、同法第五十七條第二項の改正規定、同法第三章第五節の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十六條第一項、第七十七條、第七十九條第一項及び第八十五條の改正規定並びに第二条中船員保険法第一条第一項及び第三十三條ノ二第一項の改正規定、同法第二条の次に一項を加える改正規定、同法第三十三條ノ十六ノ三の次に一項を加える改正規定並びに同法第五十五條第二項の次に三項を加える改正規定 平成十年十一月一日
- 二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第五節を改める部分を除く)、同法第十條第五項に一号を加える改正規定、同法第三十七條の四第一項、第六十一條第二項、第六十一條の二第二項及び第六十一條の四第一項の改正規定、同法第三章第六節第二款の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十二條第一項の改正規定、第二条中船員保険法第三十三條ノ二第三項に一号を加える改正規定、同法第三十三條ノ十二第一項第一号及び第三号並びに第二項、第三十三條ノ十五ノ二第三項、第三十三號、第三十三條ノ十五ノ二第三項、第三十三條ノ十六ノ三第一項、第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十八條並びに第三十九

条の改正規定並びに同法第五十五條に一項を加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第五條から第七條までの規定 平成十一年四月一日

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)  
第二条 高年齢求職者給付金の額に關する経過措置  
第一条 高年齢求職者給付金の額に關する経過措置  
高年齢求職者給付金の額に關する経過措置  
高年齢求職者給付金の額に關する経過措置  
高年齢求職者給付金の額に關する経過措置

(雇用保険の介護休業給付金に関する経過措置)  
第三条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第六十一條の七第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同法第三項に規定する休業開始当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)  
第四条 新雇用保険法第六十六條第一項及び附則第二十三條第一項の規定は、平成十年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。  
(失業保険金の所定給付日数等に関する経過措置)  
第五条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十一年四月一日以前である当該失業保険金の支給を受けることができる者に係る船員保険法第三十三條ノ十二の規定による所定給付日数及び同法第三十三條ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)  
第六条 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十一年四月一日以前である当該高年齢求職者給付金の支給を受けることができる者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金に係る経過措置)  
第七条 第二条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)第三十八條第一

項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同法第三項に規定する休業開始当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)  
第八条 新船員保険法第五十八條第一項及び附則第二十九條の規定は、平成十年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)  
第十条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後における新雇用保険法第三章第五節の二の規定及び同法第二号に掲げる規定の施行後における同法第六節の規定(新雇用保険法第十一條及び第十二條の規定のうち同法第五節の二に規定する教育訓練給付及び同法第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、職業に関する教育訓練の受講の状況、高年齢者の雇用の状況、育児休業及び介護休業の取得の状況、当該教育訓練給付及び収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後における新船員保険法第三十三條ノ十六ノ四の規定及び附則第一条第二号に掲げる規定の施行後における新船員保険法第二十六條から第三十八條までの規定(新船員保険法第二十六條及び第二十七條の規定のうち新船員保険法第三十三條ノ十八ノ四の教育訓練給付及び新船員保険法第三十四條から第三十八條までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、職業に関する教育訓練の受講の状況、高年齢者の雇用の状況、育児休業及び介護休業の取得の状況、当該教育訓練給付及び

当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。  
(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
正  
第十一条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第三十二條を削る。



平成十年三月三十一日印刷

平成十年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B